

社団法人日本形成外科学会 臨床研究・基礎研究の利益相反に関する指針

序文

形成外科とは、身体に生じた組織の異常や変形、欠損、あるいは整容的な不満足に対して、あらゆる手法や特殊な技術を駆使し、機能のみならず形態的にもより正常に、より美しくすることによって、患者さんの生活の質‘Quality of Life’の向上に貢献する、外科系の専門領域である。

社団法人日本形成外科学会（以下、本学会と略す）が主催する学術集会や刊行物などで発表される研究成果には、各種の疾患を対象とした診断・治療・予防法開発のための臨床研究・基礎研究や、新規の医薬品・医療機器・医療技術を用いた研究が含まれており、その推進には産学連携による共同研究、受託研究、寄付金、寄付講座などが基盤となっている。

産学連携による臨床研究・基礎研究が進み、大学や研究機関、学術団体などが特定の企業の活動に深く関与する結果、学術的・倫理的責任を果たす義務と、産学連携活動に伴って個人が得る利益が衝突・相反する状態が不可避的に発生する。この状態を「利益相反」と呼び、それを学術機関・団体が組織として適切に管理していくことが求められている。臨床研究・基礎研究に携わる者にとって、利益相反状態が深刻になればなるほど、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められるおそれが生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされない事態も生じうる。過去の事例の多くは、産学連携に伴う利益相反状態そのものに問題があったのではなく、それを適切にマネジメントしていなかったことに問題があると指摘されている。

本学会は会員に対して本学会事業での発表などで利益相反状態を一定要件のもとに開示させることにより、利益相反状態を適正にマネジメントし、産学連携による研究・開発の公正さを確保しつつ研究を積極的に推進するために利益相反指針を策定する。

1. 目的

臨床研究の原則については、「ヘルシンキ宣言」や「臨床研究の倫理指針（厚生労働省告示第255号、2008年度改訂）」において述べられているように、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められる。本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「臨床研究・基礎研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、本学会が会員などの利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、形成外科学に含まれる疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。すなわち本指針は、本学会の会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し、本学会の会員が各種事業に参加し発表する場合、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示するとともに、本指針を遵守することを求める。

2. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術集会などで発表する者
- (3) 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会プログラム委員会、専門医生涯教育委員会、機関誌編集委員会、ガイドライン作成部会、倫理委員会、利益相反部会、医療安全推進委員会など）の委員、作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員

- (4) 本学会の事務職員
- (5) 1～4の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

3. 対象となる活動

本学会が関わるすべての事業活動に対して本指針を適用する。とくに学術集会、支部例会での発表、学会機関誌、学術図書などでの発表、研究および調査の実施、研究の奨励および研究業績の表彰、診療ガイドラインの作成、国際的な研究協力の推進、臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業を行う者には、本指針を遵守することが求められる。

4. 開示すべき事項

利益相反状態が生じる可能性がある対象者は、個人における以下の(1)～(8)の事項で、別に細則で定める基準を超える場合には、その正確な状況を本学会理事長に申告し、開示する義務を負う。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業、営利を目的とする団体（以下企業・団体と略す）の役員、顧問職、社員
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・団体からの特許権使用料
- (4) 企業・団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・団体が提供する研究費（治験、臨床試験費、受託研究、共同研究、寄付金など）
- (7) 企業・団体がスポンサーとなる寄付講座
- (8) その他、上記以外の旅費や贈答品

5. 利益相反状態の回避

- (1) 全ての対象者が回避すべきこと

臨床研究・基礎研究の結果の公表や診療ガイドラインの作成などは、純粋に科学的な判断あるいは公共の利益に基づいて行われなければならない。本学会の会員は、研究結果とその解釈といった発表内容や、科学的な根拠に基づく診療ガイドラインなどの作成について、その研究の資金提供者の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者と締結してはならない。

- (2) 臨床研究・基礎研究の試験責任者が回避すべきこと

研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、下記の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- 1) 研究を依頼する企業の株の保有
- 2) 研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- 3) 研究を依頼する企業・団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）

但し、1)～3)に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該研究が極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の試験責任医師に就任することができる。

6. 実施方法

- (1) 会員の責務

本学会の会員は研究成果を学術講演などで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を、本学会の細則にしたがい、発表時に所定の様式で適切に開示する義務を負う。本指針に反する事態が指摘された場合は、利益相反を管轄する委員会（以下、利益相反部会と略す）が審議し、理事会に上申する。

(2) 役員などの責務

本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長、各種委員会委員長、特定の委員会委員、および作業部会の委員は本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況について、就任した時点で所定の書式にしたがい自己申告を行なう義務を負う。就任後、新たに利益相反状態が発生した場合は規定にしたがい、修正申告を行わなければならない。

(3) 利益相反部会の役割

利益相反部会は、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

(4) 理事会の役割

理事会は、役員が本学会のすべての事業を遂行するうえで、深刻な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反部会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(5) 学術集会会長の役割

学術集会の担当責任者（会長）は、学会で臨床研究・基礎研究の成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの対処については利益相反部会で審議し、その答申に基づいて理事会で承認後に実施する。

(6) 機関誌編集委員会の役割

機関誌編集委員会は、学会機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、診療ガイドライン、などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文掲載後に本指針に反していることが判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの対処については機関誌編集委員会委員長は利益相反部会に諮問し、その答申に基づいて理事会の承認を得て実施する。

(7) その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反部会が審議し、答申に基づいて理事会の承認を得て実施する。

7. 指針違反者に対する措置と説明責任

(1) 指針違反者への措置

本学会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、倫理委員会、その他の該当する委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議し、重大な遵守不履行があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置を取ることができる。

- 1) 本学会が開催するすべての学術集会での発表の禁止
- 2) 本学会の刊行物への論文掲載の禁止
- 3) 本学会の学術集会の会長就任の禁止
- 4) 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加の禁止
- 5) 本学会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- 6) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

(2) 不服の申し立て

被措置者は、本学会に対し、不服申し立てをすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに利益相反問題審査委員会を設置して再審査を行い、その答申を理事会で審議したうえで、結果を被措置者に通知する。

(3) 説明責任

本学会は、自らが関与する場所で発表された研究の成果について、本指針の遵守に大きな違反があると判断した場合は、理事会の審議を経て社会に対する説明責任を果たさなければならない。

8. 細則の制定

本学会は、本学会の独自性、特殊性を考慮して本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

9. 指針の施行日および改正

本指針は2012年4月12日より施行する。本指針は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改正などにより、定期的に見直しを行い、改正することができる。

社団法人日本形成外科学会

臨床研究・基礎研究の利益相反の取扱いに関する細則

社団法人日本形成外科学会（以下、本学会と略す）は、「臨床研究・基礎研究の利益相反に関する指針」に基づき、本学会会員などの利益相反状態をマネージメントするために、「臨床研究・基礎研究の利益相反の取扱いに関する細則」を次のとおり定める。

第1章（本学会学術集会などにおける利益相反事項の申告）

第1条

学会員、非学会員の別を問わず発表者は本学会が主催する学術集会、学術講習会、市民公開講座、支部例会などで臨床研究・基礎研究に関する発表・講演を行う場合、発表者全員は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、抄録登録時から遡って過去1年間における演題発表に関連する企業との利益相反状態の有無を、事前に所定の様式により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は該当する利益相反状態について、発表スライドの最初あるいはポスターの最後に、様式1、2により開示する。

第2条

「臨床研究・基礎研究に関連する企業、営利を目的とする団体（以下、企業・団体と略す）」とは、研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

1. 研究を依頼し、または、共同で行う（有償無償を問わない）
2. 研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している
3. 研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供する
4. 研究について研究助成・寄付などを行う
5. 研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供する
6. 寄付講座などのスポンサーとなる

第2章（利益相反自己申告の基準）

第3条

自己申告が必要な事項と基準額を以下の通りに定める。

1. 企業・団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上。
2. 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有。
3. 企業・団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上。
4. 企業・団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上。
5. 企業・団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
6. 企業・団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究（受託研究、共同研究など）に対して支払われた総額が年間200万円以上。
7. 企業・団体が提供する寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座など）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
8. 企業・団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している。
9. その他（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）の提供については、1つの企業・団体から受けた

総額が年間5万円以上。

第3章（本学会機関誌などにおける届出事項の公表）

第4条

本学会の機関誌などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、発表内容が本細則第2条に規定された企業・団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去1年間以内における利益相反状態を投稿規定に従って開示しなければならない。この記載内容は論文に掲載される。なお、届けられた利益相反状態の内容は論文査読者には開示しない。

第4章（学会役員などの利益相反申告書の提出）

第5条

本学会の役員、学術集会会長、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会プログラム委員会、専門医生涯教育委員会、機関誌編集委員会、ガイドライン作成部会、倫理委員会、利益相反部会、医療安全推進委員会など）の委員、作業部会委員、学会の事務職員および上記の者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者は、本細則第1条・第2条・第3条に従って就任時の前年度1年間における利益相反状態の有無を、就任後は1年ごとに、様式3の自己申告書を理事長へ提出しなければならない。役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負う。

第5章（利益相反自己申告書の取り扱い）

第6条

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会会誌への論文投稿時に提出される利益相反自己申告書は提出の日から2年間、理事長の監督下に学会事務局で厳重に保管する。同様に、役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に厳重に保管する。利益相反情報は2年経過したときに、理事長の監督下において削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、削除・廃棄を保留できるものとする。学術集会会長などに関する利益相反情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第7条

本学会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、自己申告書により、当該個人の利益相反状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネジメントと処理を行うため、当該個人の利益相反情報を随時利用できる。そのさい利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

第8条

利益相反情報は、原則として非公開とする。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（常設作業部会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の審議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示することができる。但し、理事長が当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反部会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることができる。この場合、開示される利益相反情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第6章（利益相反部会）

第9条

理事長が指名する理事若干名，評議員若干名および外部委員1名以上により，利益相反部会を構成し，委員長は理事長が指名する。利益相反部会委員は知り得た利益相反情報について守秘義務を負う。利益相反部会は，理事会，倫理委員会と連携して，利益相反に関する指針と本細則に定めるところにより，本学会の利益相反に関する事項を取り扱う。

第7章（申告違反者に対する措置）

第10条

本学会の機関誌などで発表を行う著者，ならびに本学会学術集会などの発表予定者によって提出された利益相反自己申告事項について，疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合，本学会として社会的説明責任を果たすために，理事長の指示により利益相反部会が十分な事実関係の調査と審議を行い理事会に答申する。深刻な利益相反状態があり，説明責任が果たせない場合には，理事長は，倫理委員会に諮問し，その答申をもとに理事会で審議ののち，当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には，事実関係を調査し，違反があれば掲載論文の撤回などの処置を行う。違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には，本学会の定款および懲戒に関する細則にしたがい，除名，学会活動停止，嚴重注意などの処分を行うことができる。

第11条

本学会の役員，各種委員会委員長，利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について，就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると指摘された場合には，利益相反部会部会長は文書をもって理事長に報告する。理事長は速やかに理事会を開催し，理事会として当該指摘を審議し，役員および委員の委嘱撤回あるいは候補者としての資格無効などの適切な措置を取ることができる。

第8章（措置に対する不服申し立て）

第12条：審査請求

第10条，第11条の措置に不服があるときは，理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に，理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより，審査請求をすることができる。審査請求書には，委員長が文書で示した措置の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合，異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第13条：審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合，理事長は速やかに利益相反問題審査委員会（以下，審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名，評議員若干名および外部委員1名以上により構成され，委員長は理事長が指名する。利益相反部会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は，当該審査請求にかかる倫理委員会委員長ならびに審査請求者から意見を聴取することができる。
3. 審査委員会は，特別の事情がない限り，審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に審査請求に対する答申書をまとめ，理事長に提出する。
4. 審査委員会の決定を最終のものとして理事長は対応する。

第9章（細則の変更）

第14条

本細則は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改変などにより、諸条件の変化に適合させるため、一部に変更が必要となることが予想される。利益相反部会は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会・評議員会の決議を経て、変更することができる。

附則

1.（施行期日）

本細則は、平成24年4月12日から2年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。

2.（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

日本形成外科学会学術集会 利益相反 開示

所属・氏名

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある
企業などはありません。

日本形成外科学会学術集会 利益相反 開示

所属・氏名

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業などとして、

- | | |
|-----------------|----------|
| 4. 講演料 : | 〇〇社 |
| 6. 受託研究・共同研究費 : | 〇〇製薬 |
| 8. 寄付講座所属 : | あり (〇〇社) |

(↑ 開示すべき内容がある項目のみ記載)

(様式3)

役員などの利益相反自己申告書 (就任時の前年度1年間)

社団法人 日本形成外科学会理事長 平野 明喜 殿

申告者氏名(会員番号): _____ ()

所属(機関・教室/診療科)・職名: _____

本学会での役職名: 理事長 理事 監事 学術集会会長

委員会委員長・作業部会会長

特定委員会名: 学術集会プログラム委員会 専門医生涯教育委員会

機関誌編集委員会 ガイドライン作成部会

倫理委員会 利益相反部会 医療安全推進委員会 作業部会

その他: 学会事務職員 その他

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職 (役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益 (最近1年間の本株式による利益)

(有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値 (一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬

(有 ・ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬

（1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載） 有 ・ 無

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①50万円以上200万円未満 ②200万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 有 ・ 無

（1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載）

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上200万円未満 ②200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 有 ・ 無

（1つの臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額が年間200万円以上のものを記載）

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①治験 ②産学共同研究 ③受託研究

金額区分：①200万円以上1000万円未満 ②1000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金（有 ・ 無）

（1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座または研究室に支払われた総額が年間200万円以上のものを記載）

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①200万円以上1000万円未満 ②1000万円以上

8. 企業などが提供する寄付講座（有 ・ 無）

（企業などからの寄付講座に所属している場合に記載）

	企業・団体名	寄付講座の名称	設置期間
1			
2			

9. その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）（有 ・ 無）

（1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載）

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上20万円未満 ②20万円以上

B. 申告者の配偶者，一親等の親族，または収入・財産を共有する者の申告事項

該当する方の□にレを付けて下さい。

□すべて申告事項無し：こちらにレを付けた場合は下記項目の記入は必要ありません。

□申告事項有り：下記の該当項目に記入して下さい。無い項目には「無」にレを付けて下さい。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職の有無と報酬額 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職 (役員・顧問など)	金額区分
1				
2				
3				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

2. 株の保有と，その株式から得られる利益 (最近1年間の本株式による利益)

(□有 ・ □無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの，あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株値 (一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬

(□有 ・ □無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		特許名	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本形成外科学会での職務遂行上で妨げとなる，これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお，本申告書の内容は，社会的・法的な要請があった場合は，公開することを承認します。

申告日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名 _____ 印

受付番号： _____

(本申告書は，任期満了，あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます)

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかったものについて記入して下さい。（別紙）

申告者氏名： _____

<申告事項>

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
2. 株の保有と、その株式から得られる利益（就任時前年度1年間の本株式による利益）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金
8. 企業などが提供する寄付講座
9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

申告者 (A・B)	申告 番号	企業・団体名	適用（役職・特許名・研究費種 類など） *2の場合は持ち株数および株面を 記載	金額区分 (各項目を参照して下 さい)

* 記載項目数が足りない場合はコピーして下さい。

日本形成外科学会会誌: 自己申告による利益相反報告書

著者名: _____

論文題名: _____

(著者全員について, 投稿時から遡って過去1年間以内での発表内容に関する企業・組織または団体との利益相反状態を記載)

項目	該当の状況	有であれば, 著者名: 企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上, あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費などの総額 1つの企業・団体から所属部局(講座あるいは研究室など)に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑦ 寄付などの総額 1つの企業・団体から所属部局(講座あるいは研究室など)に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 旅費, 贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本利益相反申告書は論文掲載後2年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

Corresponding author (署名) _____ (印)

日本形成外科学会学術集会：自己申告による利益相反報告書

演者名：_____

演題名：_____

(演者全員について、抄録提出時から遡って過去1年間以内での発表内容に係る企業・組織または団体との利益相反状態を記載)

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費などの総額 1つの企業・団体から所属部局（講座あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑦ 寄付などの総額 1つの企業・団体から所属部局（講座あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本利益相反申告書は発表後2年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

筆頭演者(署名) _____

⑩